

平成25年度第2回池田町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成26年1月27日(月) 池田町役場3階東会議室	
委員	金山紀久(帯広畜産大学副学長)、鈴木茂雄(弁護士)、竹川博之(公認会計士) (五十音順)	
町関係者(事務局他)	勝井勝丸(町長)、企画財政課;菅原文勝(課長)、安井美裕(主幹)、砂原典孝(契約経理係長)建設課;角谷伸次(課長)、長谷川愛二郎(建築係長)、川村博之(同主査)、産業振興課;神弘(課長)、菅野政行(耕地整備係主査)、上下水道課;青山斉(課長)、野澤忠弘(施設係主査)	
審議対象期間	平成25年4月1日~平成25年9月30日	
議事	(1) 町が発注した工事及びこれに関連する委託業務に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告 (2) 町が発注した工事等のうち、委員会が抽出したのものに関し、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約とした理由及び経緯等の審議 (3) 町が発注する工事等に係る入札契約制度の適正化に関する事項についての審議 (4) 工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情の審議 (5) 談合情報の審議等	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
意見・質問		回 答
議事(○質問、●意見・要望) (1) 入札及び契約手続きの運用状況(報告) ○過去に指名停止になった業者は、どのような理由で指名停止となっているのか (2) 抽出案件の審議、意見の具申及び勧告 ①[池田小学校屋上・外壁防水更新工事] ○予定価格が事後公表でありながら、落札率が極めて高い。この結果をどう受け止めているか ●公表する予算額と予定価格が近似するなら、予定価格を事後公表している意味が薄れるのではないか		・事故や粗雑工事によるものが多い。本町の工事だけではなく、北海道の発注工事において道が指名停止を行い、それを受けて本町が指名停止を行うことがある。 ・近隣市町村で不落が続くなど、公共工事が取り巻く情勢が大きく影響している。また、本町では発注予定情報で予算額を公表していて、本工事では予算額が設計額に近かったことも影響している。 ・予定価格の事後公表に伴う課題と認識している。公表する意味合いも考慮しながら、今後、予算額の設定について精査していきたい。

<p>○設計変更の理由が、図面で把握できない状況が生まれたことによるものと報告を受けたが、事前にチェックできるものではなかったのか</p> <p>○どのようなものが制限付き一般競争入札となり、更に、その参加要件の設定基準について、要綱等で明らかにされているのか</p> <p>②[農業体質強化基盤整備事業暗渠排水工事（その1）]</p> <p>○一般的に町外業者の選定基準は、どのようなものか</p> <p>○辞退業者に対し、次の指名を回避する等何らかの措置をとっているのか</p> <p>●町の予算執行が適正に行われることを担保するためには、辞退に対して何らかの制約を入れておく必要がある。そのことが競争入札制度を側面で支えることになるのではないか</p> <p>③[企業向け住宅給水給湯管改修工事]</p> <p>○当初入札で3者辞退しているが、辞退の理由はどういったものと把握しているか</p> <p>○先の農業体質強化基盤整備事業暗渠排水工事では辞退を想定し</p>	<p>・竣工図面等全てを確認していたが、把握できるものではなかった。</p> <p>・要綱で、設計金額により制限付き一般競争入札とするものを明確化している。一方、その参加要件の設定については、工事毎に資格審査委員会を開催し、工事規模による経審評点、潜在業者数による競争性を考慮し、決定するようにしている。</p> <p>・適正な施工を確保するといった視点から、本町発注工事の受注実績を最優先し、以下、管内市町村発注工事の受注実績、本町の指名実績を基準としている。ただし、この指名では、結果的に指名実績中心となり、業者の固定化が懸念される。このことから、制度改革の検討の中では、適正な施工の確保と固定化の回避による競争性の両面から、適正な指名に心掛けるよう確認している。</p> <p>・辞退の自由を認めているので、辞退した業者が不利益を受けるような措置はとっていない。ただし、辞退するということは、受注能力について問題があるということになるので、指名委員会の中ではその状況を踏まえながら業者選定にあたっている。</p> <p>・検討していきたい。</p> <p>・先の工事のように管内的に農業土木工事の増加している。本町では土木工事と管工事の業者が重複しているところが多いので、農業土木工事の情勢が管工事にも影響したものと判断している。</p> <p>・指名段階で、管工事に土木工事ほどの影響が出るとは想定していな</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>て、あえて町外業者を含め指名を拡大していたが、本工事ではそのように考えなかったのか</p> <p>④[千代田地区配水管整備工事]</p> <p>○変動型最低制限価格制度では、入札額の平均値で最低制限価格が決まるが、上限値、下限値に歯止めはかかっているのか</p> <p>○他の工事では、最近の公共工事を取り巻く情勢が影響しているのに、この工事は落札率が極めて低い。このことをどう受け止めているのか</p> <p>●本工事は利益が出ていない工事である可能性は高い。町として、一方で安い価格で発注できたと言えるが、他方で社会資本整備のための公共事業として課題もある入札と受け止める必要がある。</p>	<p>かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を算出するにあたり、有効入札の上限は予定価格となり、下限は予定価格×0.7となっている。変動型最低制限価格制度移行前の最低制限価格は、概ね予定価格×0.9程度だったので、必然的に変動型移行により、以前よりも低い最低制限価格となっている。 ・この工事の入札では、2者による低価格の競争になっている。制度移行により、最も競争性が高まった案件と受け止めている。 ・工事設計的には、入札額に影響を与えるような特出すべき事項はなかった。 <p>※「入札制度の検証」で継続論議</p>
<p>委員による意見の具申又は勧告の内容</p>	
<p>特になし。ただし、町としては、委員から出された意見を踏まえ、問題意識を持って業務にあたっていくものとする。</p>	

(3) 入札契約制度の適正化の審議、意見の具申

※入札制度改革の検証

平成 25 年 4 月 1 日より完全移行した新たな入札制度に関し、以下の項目に対する町の検証結果を報告した。

- ①競争性の確保 ; 一般競争入札の導入、指名競争入札における指名の拡大、予定価格の事後公表化
- ②透明性の向上 ; 入札契約の内容等の公表拡大、入札監視委員会の設置
- ③適正な施工の確保 ; 最低制限価格制度の見直し、分離・分割発注・取り抜け方式の適正化、工事監督・工事成績評定
- ④不正行為の防止 ; 指名停止基準・談合情報対応マニュアルの見直し、発注綱紀保持マニュアルの作成・徹底
- ⑤地域内事業者の育成 ; 工事成績評定の活用
- ⑥組織・機構の見直し ; 入札関係組織・契約担当の機構の見直し

●期間中に実施した制限付き一般競争入札で参加者が 1 者であった。「一般競争入札であるので、一定の競争性が確保されている」と判断し入札を執行している。住民的な視点では、競争性に理解が得られないのではないかと。ただ、国も道も同様に対応している。検証としては、「予算執行の適正性等から 1 者であっても入札を執行した」とすべきと考える。

・了解しました。

●池田町では入札に関する事件が発生し、その改善に努力していることが伺える。犯罪行為は「人」が発生させる。だから、本来は人を担保できれば一番良いが、担保できる確約はない。だからこそ、「組織」や「ルール」で担保していかななくてはならない。引き続き、組織的な取り組みを継続されたい。

・了解しました。

●公共工事の取り巻く環境もあって、事業者が有利な情勢の中にあつて、変動型最低制限価格制度が機能するかしないかは難しい状況にある。その中で制度的に継続することに疑念を抱くところもあるが、周辺環境に関わらず一度導入した制度を続ける必要性も感じる。少なくとも、3 年程度は継続すべきと考える。

・制度的に目的が達成されている面と懸念されていた課題が明らかになっている両面があると考えている。しっかりとした検証を行うためには、一定の継続が必要と考えている。ただし、このような取り巻く情勢でもあつても、一部過剰な競争が行われたとも考えられる。本制度のメリットを継続しながら、運用の中で過剰競争を抑制する必要性を感じている。

○変動型最低制限価格と通常の最低制限価格をダブルスタンダードとする制度などはありえないのか

・制度的には、基準価格を設け、その価格を下回った入札があつた場合のみ変動型に移行するとする制度を導入しているところがある。

<p>●過度な競争で現場経費も取れないような工事になってしまうと、地域経済の中で、労働者の賃金や若年労働者の雇用に影響が出ることもなる。入札監視委員会的には、「競争原理を働かせて効率的に税金を使う」という観点と、「地域経済の社会資本の整備により地域経済にお金を回す」という狭間の中で、この最低制限価格制度を見つめていく必要がある。そのうえで、継続的な取り組みが必要と考える。そのためには、事業者とも向き合って意見を徴集することも必要と考える。</p>	<p>・この後、制度改革の検証について、議会への報告や商工会での意見交換会が予定されている。本委員会も含め、様々な視点で出される意見を踏まえながら、検討していきたい。</p>
<p>(4) 入札及び契約手続並びに指名停止等の再苦情の審議 ・特になし (5) 談合情報の審議 ・特になし (6) その他 ・特になし</p>	

抽出案件の入札・契約情報

種別	入札方法	工事番号	名称	工事種別	指名業者数	辞退業者数	予定価格超過数	有効入札業者数	最低制限価格以下業者数	受注額_税別	落札率
工事	制限付一般入札	35	池田小学校屋上・外壁防水更新工事	建築工事	-	-	0	1	0	55,000,000	99.69%
工事	指名入札	271	農業体質強化基盤整備促進事業 暗渠排水工事(その1)	土木工事	6	3	2	1	0	23,430,000	99.92%
工事	指名入札	50	企業向け住宅給水給湯管改修工事	管工事	5	3	2	0	-	不調	
工事	指名入札	73	千代田地区配水管整備工事	水道施設工事	5	1	0	4	0	6,390,000	79.88%

※工事番号 35 は、1 回目入札が不調だったため（予定価格超過のため無効入札）、2 回目入札の結果を上記に記載している。

※工事番号 50 は、1 回目入札の結果（応札 2 者がいずれも予定価格超過のため無効入札）を上記に記載しているが、2 回目入札も同様な結果となり、3 回目入札で 1 者が予定価格超過による無効入札、1 者が辞退となったものである。